

国土交通省PPP（Public-Private-Partnership）パートナー制度要綱

1. 目的

国土交通省PPP（Public-Private-Partnership）パートナー制度は、PPP／PFIに取り組む民間企業等の活動の充実・発展に資するとともに、その知見等をPPP／PFIの普及・啓発等の効率的かつ効果的な推進に向けて活用することを通じて、PPP／PFIに関する施策と民間企業等の取組の相乗的な発展を図ることを目的として実施するものである。本要綱は、国土交通省がPPP／PFIに取り組む民間企業等を、国土交通省PPPパートナー（以下「パートナー」という。）として認定するとともに、当該パートナーが行うべき活動等について必要な事項を定めるものとする。なお、パートナーの個別の役割等及び要件については、データベースパートナー、セミナーパートナー、金融機関パートナー及び個別相談パートナーのタイプ毎に条項が適用されるものとする。

2. パートナーの役割等

共通

【国土交通省がパートナーに求めるもの】

- ① 地方公共団体や民間企業等へのPPP／PFIの普及・啓発を行うこと
- ② 国土交通省関係のサウンディング、セミナー、イベント等の広報や参加、アンケート等に積極的に協力すること

【国土交通省がパートナーに提供できるもの】

- ① 国の政策動向や国土交通省所管の補助金等の情報をプッシュ型で提供すること
- ② パートナーが本要綱に基づき実施する取組を地方ブロックプラットフォーム等に参画する地方公共団体及び民間企業等、又は他のパートナーに周知すること
- ③ 国土交通省が後援名義の使用を許可したパートナーが主催するセミナーについて、国土交通省HPにおける告知を行うこと
- ④ パートナーが主催するセミナー等について、国土交通省職員の派遣の協力をすること

データベースパートナー

【国土交通省がパートナーに求めるもの】

(A型)

- ① 地方公共団体に対して、PPP／PFI事業に関するデータベースを無償で使用させること
- ② PPP／PFIに関する各省庁の情報（法律、ガイドライン、施策等）や各主体による公募、イベント等の情報を掲載したポータルサイト（国のPPP情報をとりまとめたポータルサイトを含む）を運営し、随時情報更新が行われること
- ③ ①②に係る取組について、国土交通省が別途定める様式（報告書）により、

活動状況を報告すること

- ④ 求めに応じ、データベース及びポータルサイトの更なる充実を検討すること

(B型)

- ① 公的不動産に関するデータベースを無償で公開すると共に、随時情報更新が行われること
- ② ①に係る取組について、国土交通省が別途定める様式(報告書)により、活動状況を報告すること
- ③ 求めに応じ、データベースの更なる充実を検討すること

【国土交通省がパートナーに提供できるもの】

- ① 国土交通省が開催するセミナー、イベント等においてデータベースを紹介すること
- ② 国土交通省HPにおいて、データベースサイトを紹介すること

セミナーパートナー

【国土交通省がパートナーに求めるもの】

- ① 地方公共団体及び民間企業等を対象に、PPP/PFIに関するセミナー(参加者が無償で参加できるものに限る)を年2回以上開催すること
その際、以下の(ア)、(イ)、(ウ)に配慮した開催とすること
(ア) インターネットを活用した参加者を限定しない広域的な視聴が可能なセミナーとすること
(イ) PPP/PFIの一般論や知識習得のための基礎的なセミナーを年1回以上開催すること
(ウ) 国土交通省所管分野に関する講演内容を含むセミナーを年1回以上開催すること
- ② セミナーへの参加者からの相談を受けつける体制を整えること(必要に応じてセミナー開催後に個別相談会を実施する等)
- ③ ①、②に係る取組について、国土交通省が別途定める様式(報告書)により、活動状況を報告すること(セミナー資料、参加者、参加者へのアンケートを含む)

【国土交通省がパートナーに提供できるもの】

- ① パートナーが主催するセミナーについて、メールや国土交通省が開催するセミナー、イベント等で周知すること
- ② パートナーが主催するセミナーについて、国の旅費負担による国土交通省職員の講師派遣(原則1回)を実施すること

金融機関パートナー

【国土交通省がパートナーに求めるもの】

- ① 地方公共団体及び民間企業等を対象に、無償での個別の融資等に関する相談、PPP/PFIに関するセミナー及び勉強会を実施すること

- ② ①において、地方公共団体及び民間企業等に対し、国土交通省所管分野に関するPPP/PFIについての情報等を提供するように努めること
- ③ 国土交通省に対して、地域における官民連携事業の実施状況に関する情報を提供するように努めること
- ④ ①②③に係る取組について、国土交通省が別途定める様式（報告書）により、活動状況を報告すること

【国土交通省がパートナーに提供できるもの】

- ① 国土交通省HPにおいて、対象地域、対象分野及び相談窓口連絡先等を周知すること

個別相談パートナー

【国土交通省がパートナーに求めるもの】

- ① 地方公共団体及び民間企業等を対象に、無償での個別の事業等に関する相談や、PPP/PFIに関するセミナー及び勉強会を実施すること
- ② ①において、地方公共団体及び民間企業等に対し、国土交通省所管分野に関するPPP/PFIについての情報等を提供するように努めること
- ③ 国土交通省に対して、地域における官民連携事業の実施状況に関する情報を提供するように努めること
- ④ ①②③に係る取組について、国土交通省が別途定める様式（報告書）により、活動状況を報告すること

【国土交通省がパートナーに提供できるもの】

- ① 国土交通省HPにおいて、対象地域、対象分野及び相談窓口連絡先等を周知すること

3. 各パートナーの要件

共通

- ① 個人情報の取扱
 パートナーは、活動を通して入手した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）に基づき適切に取り扱う。
- ② 情報セキュリティ
 パートナーは、別紙を留意するものとする。

データベースパートナー

(A型)

- ① 次の基準を満たす、PPP/PFI事業についてのデータベースを有すること
 - ・ 一定数（739件※）以上の事例について実施方針、募集要項、要求水準、その他PPP/PFI事業に必要な情報を掲載していること
 - ・ 施設の種類、立地、事業年度等についてのソート機能を有すること
 - ・ フリーワード検索機能を有すること

- ・ 特定の分野、地域等に偏らないこと
 ※内閣府にて公表している P F I 事業数 1,109 件（令和 7 年 3 月 31 日現在）の 2 / 3

(B 型)

- ① 次の基準を満たす、公的不動産についてのデータベースを有すること
 - ・ 一定数(150 件※)以上の公的不動産(遊休公的不動産含む)について、不動産基本情報、活用種別(賃貸、売却、利活用等)、その他公的不動産活用に必要な情報を掲載していること
 - ・ エリア、施設等についてのソート機能を有すること
 - ・ フリーワード検索機能を有すること
 ※文部科学省にて公表している活用されていない(活用の用途が決まっていない)廃校施設数 1,503 件（令和 6 年 5 月 1 日現在）の 10%

セミナーパートナー

- ① 前年度に参加費を徴収しない P P P / P F I に関するセミナー（全国の地方公共団体及び民間企業等を対象とするセミナーに限る。）を 2 回以上開催していること
- ② 年 2 回以上、①に記載のセミナーの開催を予定していること

金融機関パートナー

- ① 以下の基準を満たす金融機関
 - ・ P P P / P F I を担当している部署を有すること
 - ・ P P P / P F I 事業について、融資等の実績があること

個別相談パートナー

- ① 原則として次のいずれかの基準を満たす民間企業等
 - ・ 過去 5 年間に、民間企業等との契約が締結されている P P P / P F I 事業、又は、実施方針が公表されている P P P / P F I 事業について、地方公共団体から受注した導入可能性調査、アドバイザー業務の実績を 2 件以上有する者
 - ・ 過去 5 年間に、P P P / P F I 事業の公募に参画する民間企業やコンソーシアム等から受注した支援業務、又は、当該 P P P / P F I 事業を受注した S P C 等から受注した支援業務の実績を 2 件以上有する者
 - ・ 過去 5 年間に、民間企業等との契約が締結されている P P P / P F I 事業について、代表企業又は構成企業として受注実績を 2 件以上有する者

4. パートナーの募集及び認定等

1) 応募資格

- ・ 「3. 各パートナーの要件」を満たす民間企業等とする。

2) 欠格条項

次に掲げる者は、認定を受けることができない。

- ・警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- ・パートナーの認定を取り消された日の属する年度の末日から3年経過しない者

3) 審査

国土交通省は、提出された申請書に基づき、「3. 各パートナーの要件」を満たし、かつ「2) 欠格条項」に該当しない者であるか否かを審査する。

4) パートナーの認定・公表

「3) 審査」の結果、「3. 各パートナーの要件」の要件に適合していると認められる場合は、パートナーとして認定する。

なお、パートナーとして認定したときは、その旨を当該パートナーに通知するとともに、国土交通省HPにおいて公表する。

5) 認定期間

認定した日から2年とする。ただし、認定の取り下げの申出があった場合はこの限りではない。

パートナーは、認定期間の末日時点で、「3. 各パートナーの要件」を満たし、かつ「2) 欠格条項」に該当しない場合は、「4. パートナーの募集及び認定等」の手続きによらず、「更新申請書」により申請し、認定を受けることができる。

ただし、パートナーとしての活動が不十分な場合は、次の更新申請時に更新の可否について考慮する。

6) 認定の取り消し・公表

パートナーが次のいずれかに該当する場合、「5) 認定期間」内であってもパートナーの認定を取り消すことができる。パートナーの認定を取り消したときは、その旨を本人に通知するとともに、国土交通省HPにおいて公表する。

- ① 認定の応募書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- ② 「3. 各パートナーの要件」のいずれかを満たさなくなった場合
- ③ 「2) 欠格条項」に該当するに至った場合
- ④ 認定に基づく活動を適切に実施していない場合、又は同活動を適切に実施することが困難となるおそれ等がある場合
- ⑤ パートナーから認定の取り下げの申出があった場合

5. その他

1) 個人情報の取扱

国土交通省は、パートナーの情報及び申請を行ったパートナーが取得する個

人情報について、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律 57 号）に基づき適切に取り扱う。

2) 留意事項

- ・パートナーとしての活動等は各者の責任において行うものとする。
- ・パートナーの活動等に要する費用については、パートナー各者が負担するものとする（国土交通省から費用を支払うことはしない。）。

情報セキュリティに関する留意事項

1. 情報セキュリティを確保するための体制の整備

パートナーは、活動において情報セキュリティを確保するための体制を整備する。

2. 意図せざる変更が加えられないための管理体制の整備

パートナーは、活動において意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備するとともに、当省の意図しない変更が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていることを示すこと。

3. 取り扱う情報の秘密保持等

活動のため、国土交通省から提供する情報その他当該活動の実施において知り得た情報については、その秘密を保持し、また当該業務の目的以外に利用しない。

また、本活動終了時は、パートナーは当該情報を国土交通省へ返却、抹消又は廃棄を確実に行うこと。

4. 情報セキュリティが侵害された場合の対処

本活動の遂行においてパートナーに提供し、又はパートナーによるアクセスを認める情報について、外部への漏えい、目的外利用等、情報セキュリティ侵害が起き又はそのおそれがある場合には、速やかにこれを国土交通省に報告する。

5. 情報セキュリティ対策の履行状況の確認等に関する事項の通知

本活動の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、国土交通省は、パートナーに対して以下の報告を求める場合がある。

(1) パートナーに求める情報セキュリティ対策全般につき報告を求める場合

1. ～4. において求める情報セキュリティ対策の実績

(2) パートナーに取り扱わせる情報の秘密保持等に係る報告を求める場合

パートナーに取り扱わせる国土交通省の情報の秘密保持等に係る管理状況

6. 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処

本活動の遂行において、パートナーにおける情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を国土交通省が認める場合には、パートナーは、国土交通省の求めに応じこれと協議を行い、合意した対応を採る。